



事業計画及び 成長可能性に関する事項

Business plan and Explanatory material
regarding growth potential

株式会社カウリス



CONTENTS

1.会社概要	P3
2.ビジネスモデル	P13
3.競争力の源泉	P21
4.市場環境	P27
5.事業計画	P31
6.リスク情報	P34

1. 会社概要

Company Profile

基本情報

社名	株式会社カウリス		
所在地	東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル4F		
設立	2015年12月4日		
代表者	代表取締役 島津 敦好		
資本金	55百万円 (2023年12月末時)		
従業員数	43名 (2023年12月末時) ※契約社員、アルバイト、パートタイマー含まず		
事業内容	法人向けSaaS型不正検知サービス 「Fraud Alert(フロードアラート)」の開発・提供		
役員	取締役	造田 洋典 (公認会計士)	
	取締役	眞武 信和	
	取締役 (社外)	伊東 寛	
	常勤監査役 (社外)	澤田 和良	
	監査役 (社外)	駒野 容子 (公認会計士、税理士)	
	監査役 (社外)	高橋 瑛輝 (弁護士)	



代表取締役
島津 敦好

京都大学卒業後、株式会社ドリコムに入社。セールス担当として、同社IPOを経験。2010年、ロゼッタストーン・ジャパンにて法人営業部を立ちげ、2014年よりCapy社入社。事業部長として不正ログイン対策のソリューションの提案を大手企業に提案。2015年12月、株式会社カウリス設立。

YEAR	受賞歴・メディア掲載歴 (抜粋)
2017	経済産業省 始動 Next Innovator 2016の成果報告会に登壇 (2月) トヨタ自動車 TOYOTA NEXTに採択 (8月)
2018	経済産業省「J-Startup企業」に選出 (6月) みずほ銀行「Mizuho Innovation Award」受賞 (2月)
2019	電力会社とのビジネス実証を規制のサンドボックス制度を活用し、認定を取得 (3月) MUFGビジネスサポート・プログラム「Rise Up Festa」で最優秀賞を受賞 (4月)
2020	JFIA 2020「コラボレーションカテゴリ・優秀賞」を受賞 (3月) 特許庁 IP BASE AWARDで奨励賞受賞 (3月)
2021	台湾の「TRC2020」で優勝 (3月)

MISSION

情報インフラを共創し、世界をより良くする

顧客への自社サービスの提供を通じて蓄積される不正利用者情報のデータベースを作っています。

ライフラインである電力会社とのアライアンスや、
政府のスタートアップ支援施策を通じた新サービス開発を進めており、
日本の安全を守るインフラ企業を目指しています。

<p>売上高</p> <p>9.9億円</p> <p>23/12期^{※5}</p>	<p>ARR (Annual Recurring Revenue) ^{※1}</p> <p>10.6億円</p> <p>※23/12期^{※5}の MRR (Monthly Recurring Revenue) ^{※2} × 12</p>	<p>ARR成長率</p> <p>41.6%</p> <p>CAGR 20/12期-23/12期^{※5}</p>
<p>営業利益</p> <p>2.9億円</p> <p>23/12期^{※5}</p>	<p>ストック型収益^{※4}の割合</p> <p>94.1%</p> <p>23/12期^{※5}</p>	<p>契約企業数</p> <p>39社</p> <p>23/12期^{※5}</p>
<p>売上高成長率</p> <p>29.3%</p> <p>23/12期^{※5}</p>	<p>ARPU (Annual Recurring Revenue per user) ^{※3}</p> <p>226万円/月</p> <p>ARR ÷ 12 ÷ 契約企業数 23/12期^{※5}</p>	<p>営業利益率</p> <p>29.7%</p> <p>23/12期^{※5}</p>

※1 「ARR」は毎期決まって発生する売上(経常収益)の1年分を指します。

※2 「MRR」は経常収益のうちの1か月分を指します。対象月末時点における継続課金となる契約に基づく当月分の料金の合計額によって算出。

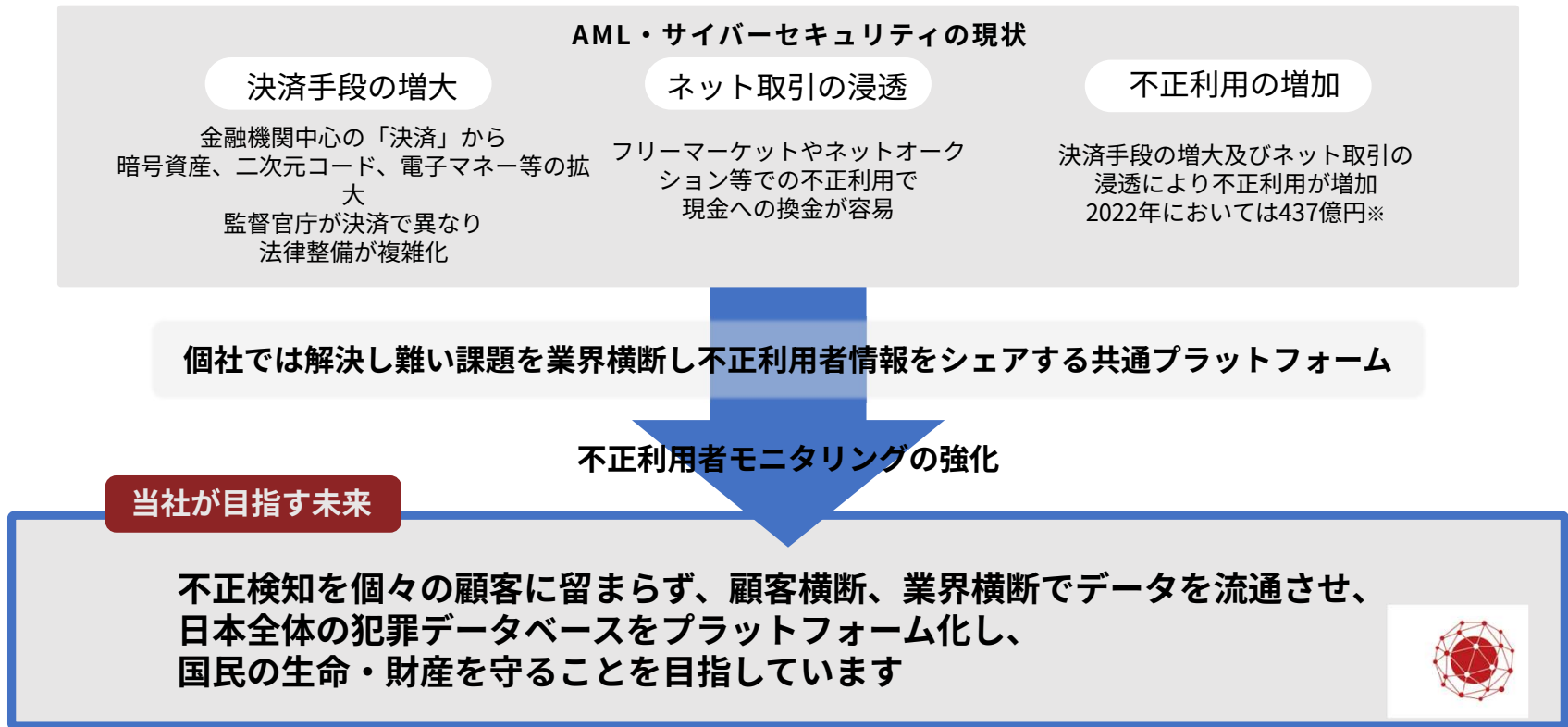
※3 「ARPU」は課金している顧客(1社)あたりの平均売上金額を指します。

※4 「ストック型収益」は毎月の継続的な収入であるFraud Alert利用料及びコンサルティングサービス利用料を指します。

※5 2020年12月期及び2023年12月期について 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

マネー・ローンダリングにおける不正利用者モニタリングの必要性

スマートフォンの普及により、オンライン送金、決済が急増し、キャッシュレス決済の推進施策が実施されています。それに呼応して、金融犯罪も、オンライン化し、被害が拡大しています。この傾向は今後も増加の一途を辿るものと想定されることから、サイバー犯罪の早期検知・不正予防の必然性が高まっています。

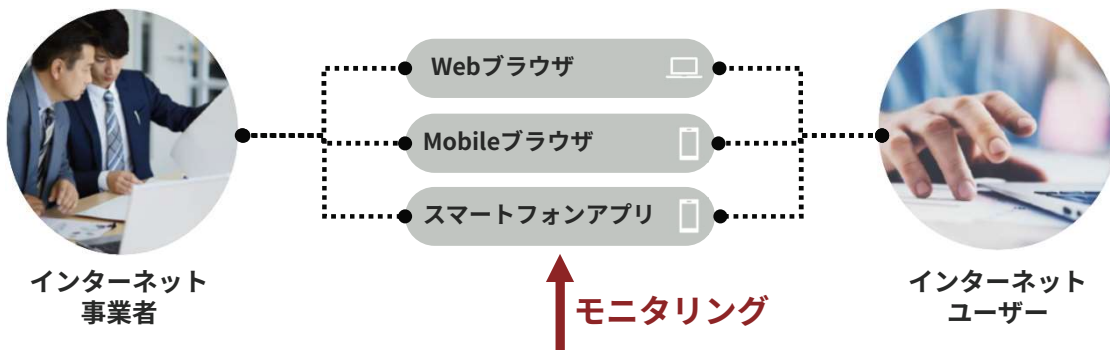


※出所：経済産業省「クレジットカード不正利用や債務から身を守るために」 2023年4月時点

マネー・ローンダリング検知サービスをSaaS型で提供

サービス概要

利用者の不正アクセスを検知するサービス**Fraud Alert**を提供



3つのポイントでユーザーの不正利用履歴を検知

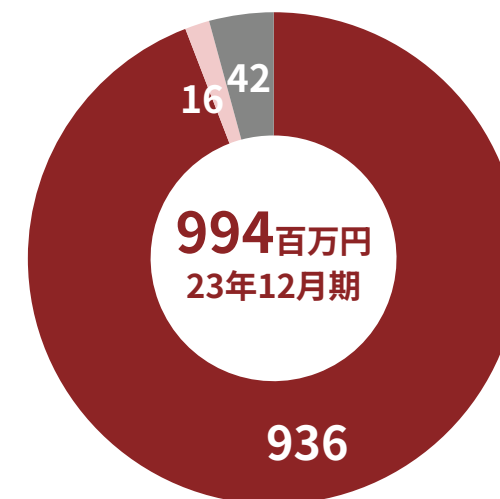
新規口座開設

ログイン検知

入出金検知

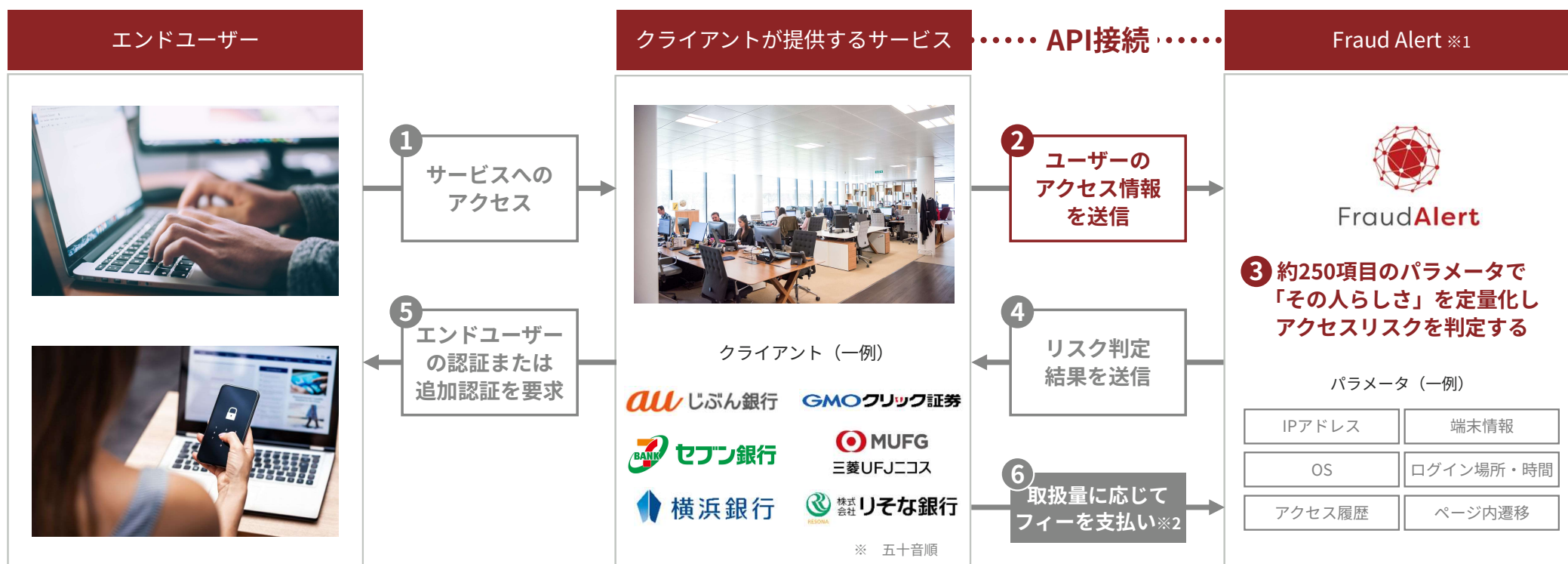
売上構成比

約94.1%がストック型収益



- Fraud Alert (ストック)
- Fraud Alert (初期設定、概念実証)
- その他 (上記以外)

エンドユーザーの口座に紐づく端末情報を常時モニタリングすることで不正利用を分析し、顧客間で共有

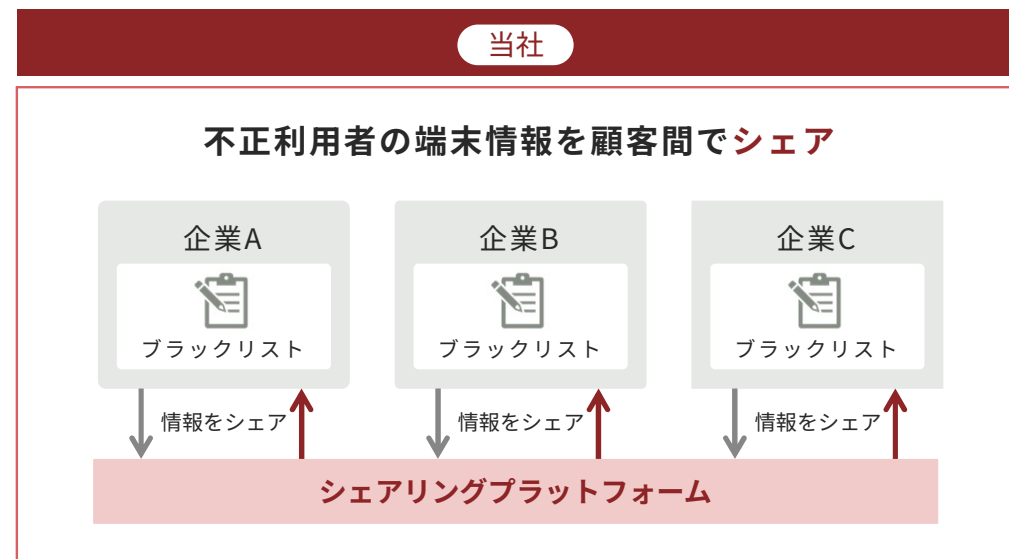


※1 「Fraud Alert」はインターネットバンキングなどの各種サービスにおけるWEBサイトに、JavaScriptのコードを数行、埋め込むことでアクセス解析を取得し、Fraud Alertサーバー上での解析結果を元に追加認証やメール通知などログイン後の挙動をカスタマイズできるサービスになります。

※2 利用者のインプレッション数（総アクセスアカウント数）、ユニークユーザー数を基に契約金額を決定

不正利用者情報のシェアを可能とする共通プラットフォームを確立

個社ごとにモニタリングし不正利用者を検知するアプローチから、クラウド・APIを活用し、顧客が相互に過去の不正利用者情報を開示するアプローチで成り立つビジネスモデルを構築しています。



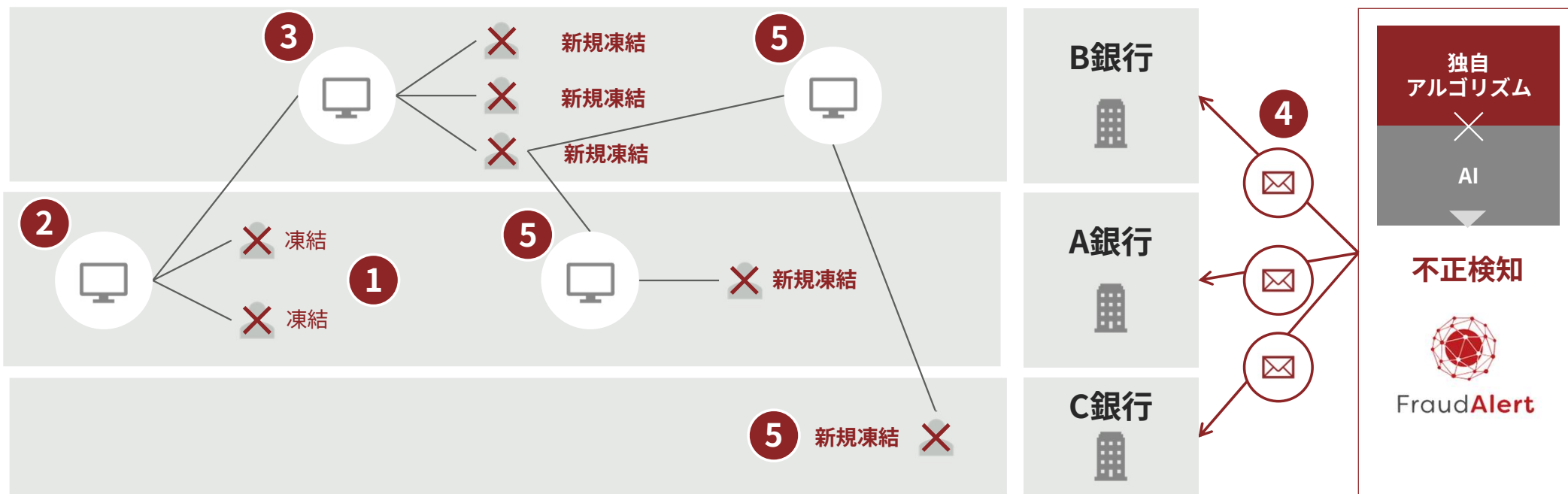
顧客間で共有（第三者提供）ができる理由

Fraud Alertは、警察庁より、**犯罪による収益の移転防止に関する法律法（犯収法）の第8条「疑わしい取引の届出等」**の履行の一部に該当すると確認済み。

そのため、個人情報保護法の第27条第1項「法令に基づく場合」に該当するため、犯収法対象企業においては

オプトイン不要で顧客間で共有（第三者提供）可能。犯収法対象外の企業様では同意、もしくは告知をすることで、弊社に第三者提供を実施。

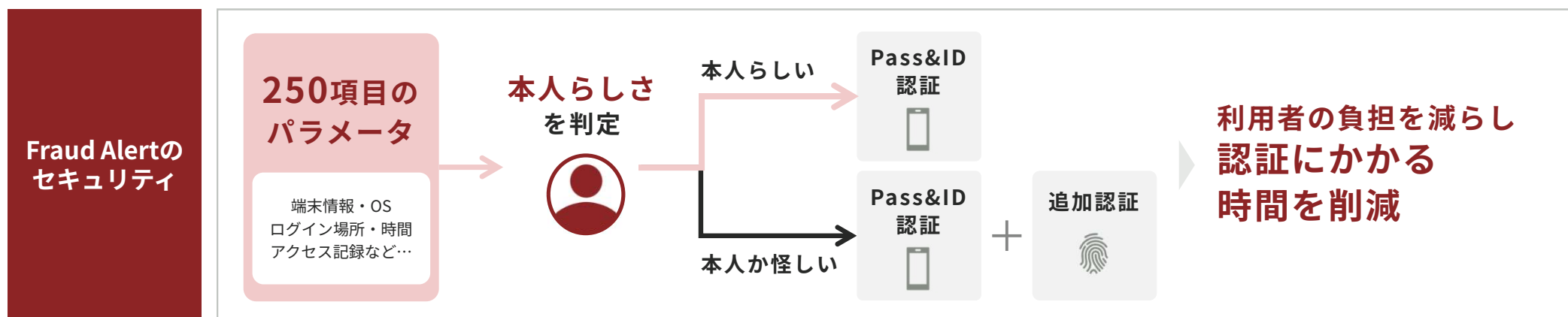
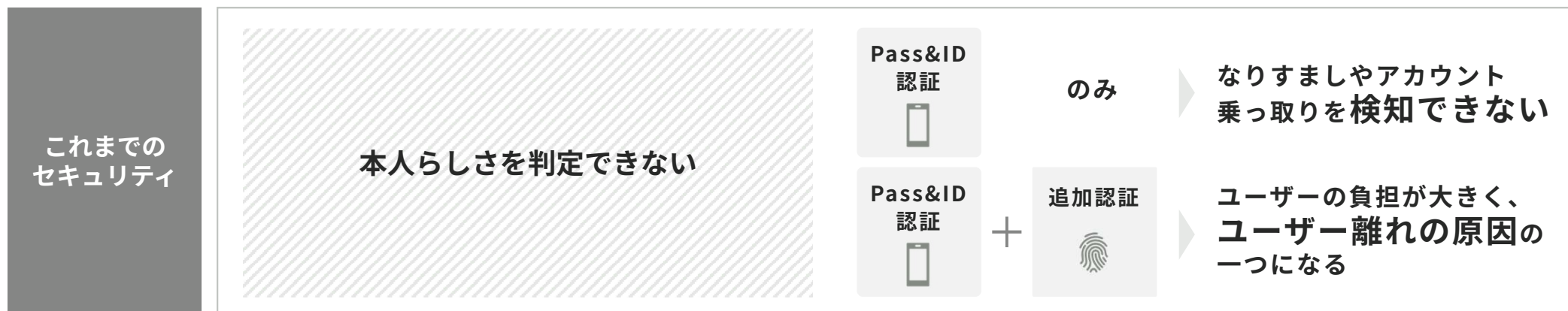
ブラックリスト端末の芋づる調査で各事業者を跨いでマネロン口座を凍結可 1社だけでは絶対に発見することができなかった**マネロン口座の凍結**に成功



- ①犯罪に使われた口座のため凍結
- ②口座に紐づく端末を特定する
- ③他行でも②と同じ端末で口座を保有
- ④当社から①の凍結に紐づく端末情報を各銀行等へメール通知する
- ⑤各行でメール通知された端末情報に紐づく口座を調査すると犯罪に使用した口座と判明し、一気に新規口座凍結するに至った

※ブラックリスト端末とは、犯罪使われた口座と認定され凍結された端末のこと

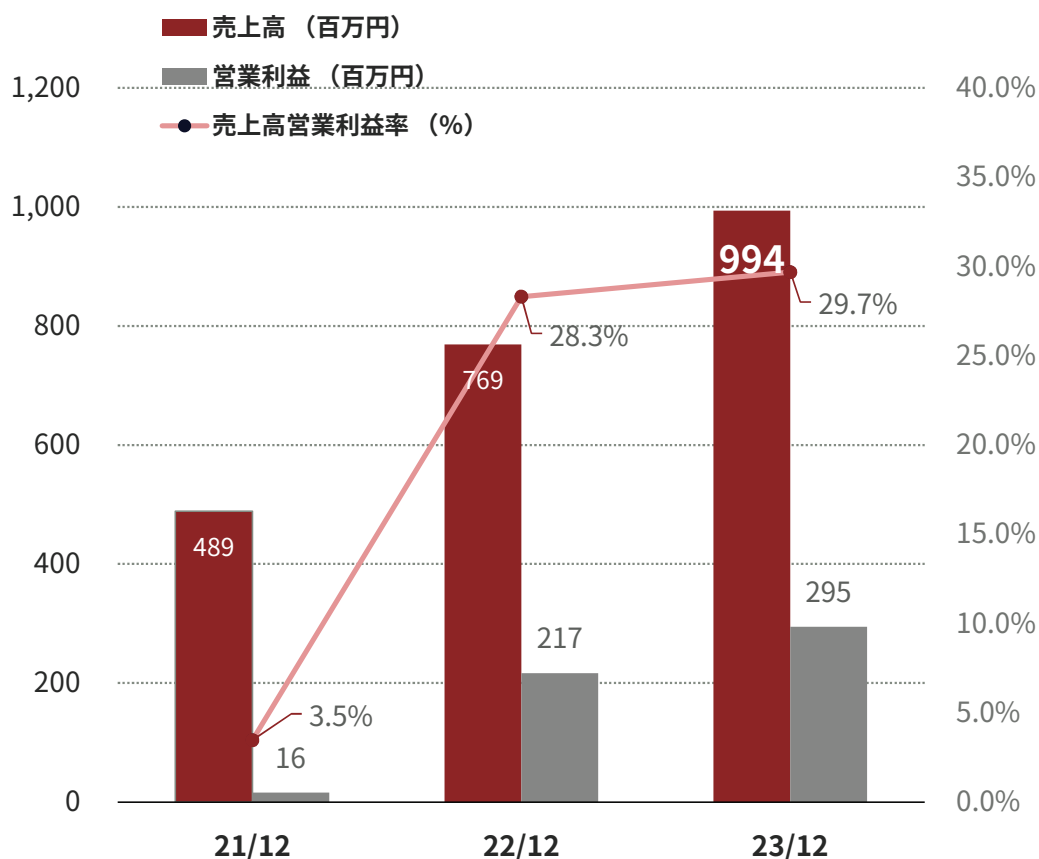
独自アルゴリズムで「本人」か「不正利用者」を端末情報から判定。 不正検知と認証負荷軽減を両立。



会社概要 | 売上・営業利益推移



金融機関業界に対してマネー・ローンダリング検知をSaaS型で提供し、高い成長率を維持（2023年12月期41.6%（CAGR 20/12期-23/12期））
非労働集約型・広告投下が限定的なビジネスモデルのため営業利益率29%を超える



※ 2020年12月期及び2023年12月期について 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

©CAULIS Inc. All rights reserved

高営業利益率の要因

01 非労働集約型

不正利用者の情報をシェアするビジネスのため顧客対応が顧客数に比例しない

02 広告投下が限定的

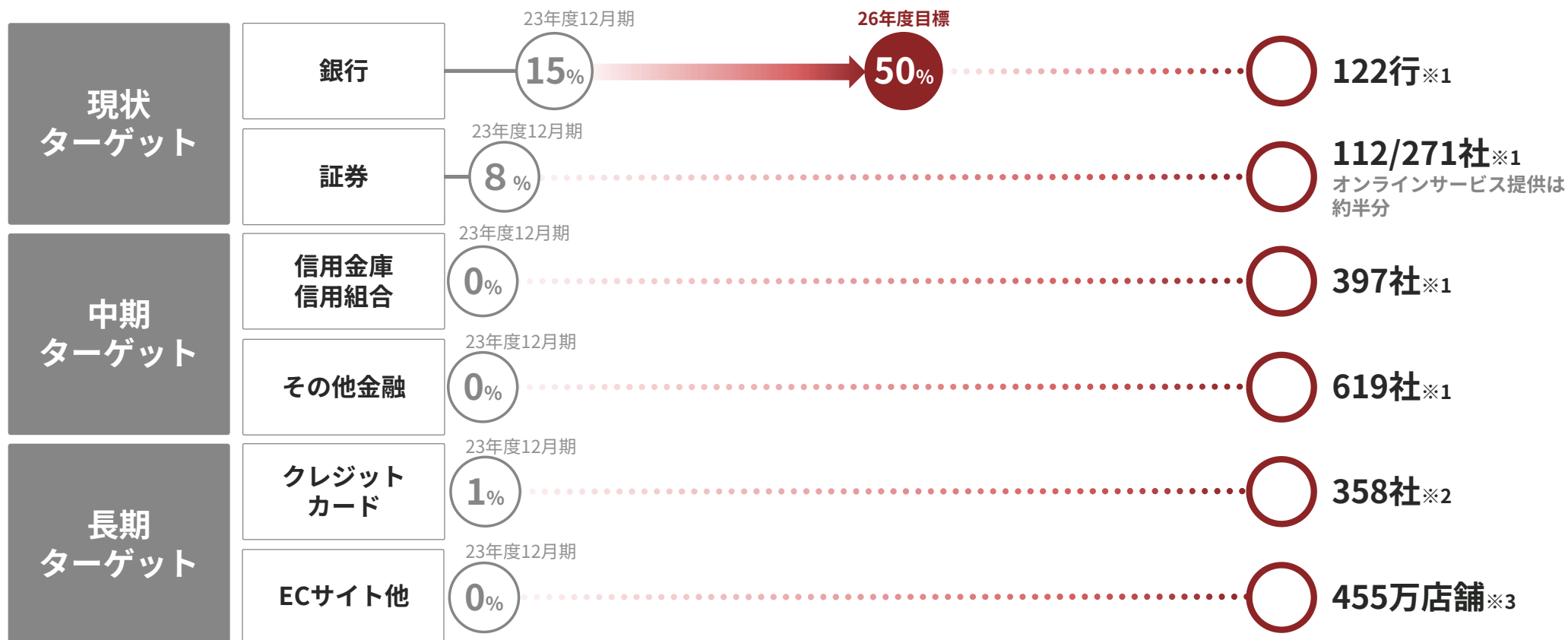
不正利用者の情報をシェアするため業界全体で不正利用者を排除していくインセンティブが働き、既存顧客が新規顧客を開拓（紹介）してくれることで、広告宣伝費は展示会やユーザー会費用で限定的

参考 赤字期間の要因及び利益体質への転換

18/12～20/12はプロダクトの開発及び改修を先んじて行ったため営業赤字
21/12からリード顧客の獲得が実現してきたため利益体質化

※上記は日本金融通信社の2023年10月31日現在
<https://www.nikken.co.jp/link/number.html>

既存顧客業種である金融機関に限ってもアップサイドは大きく、新市場も狙う FATFの第5次審査の2028年迄にモニタリング体制が必要



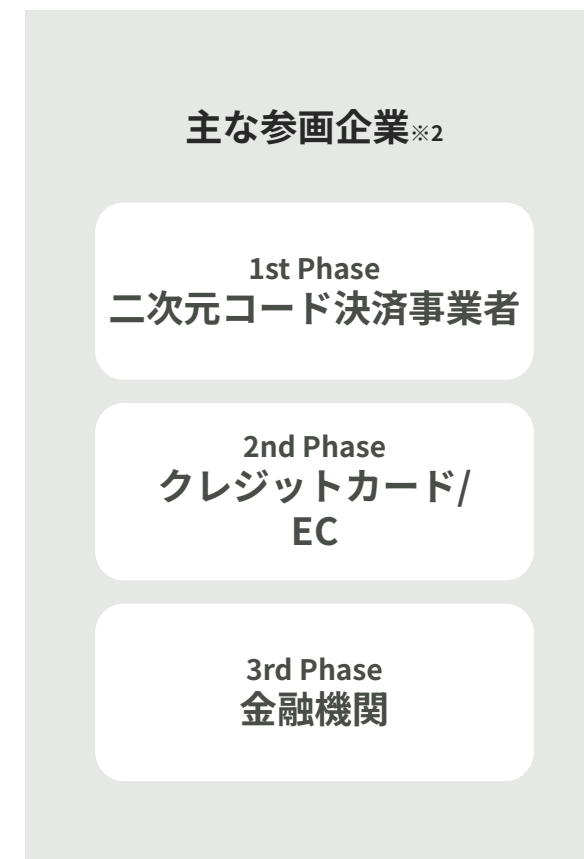
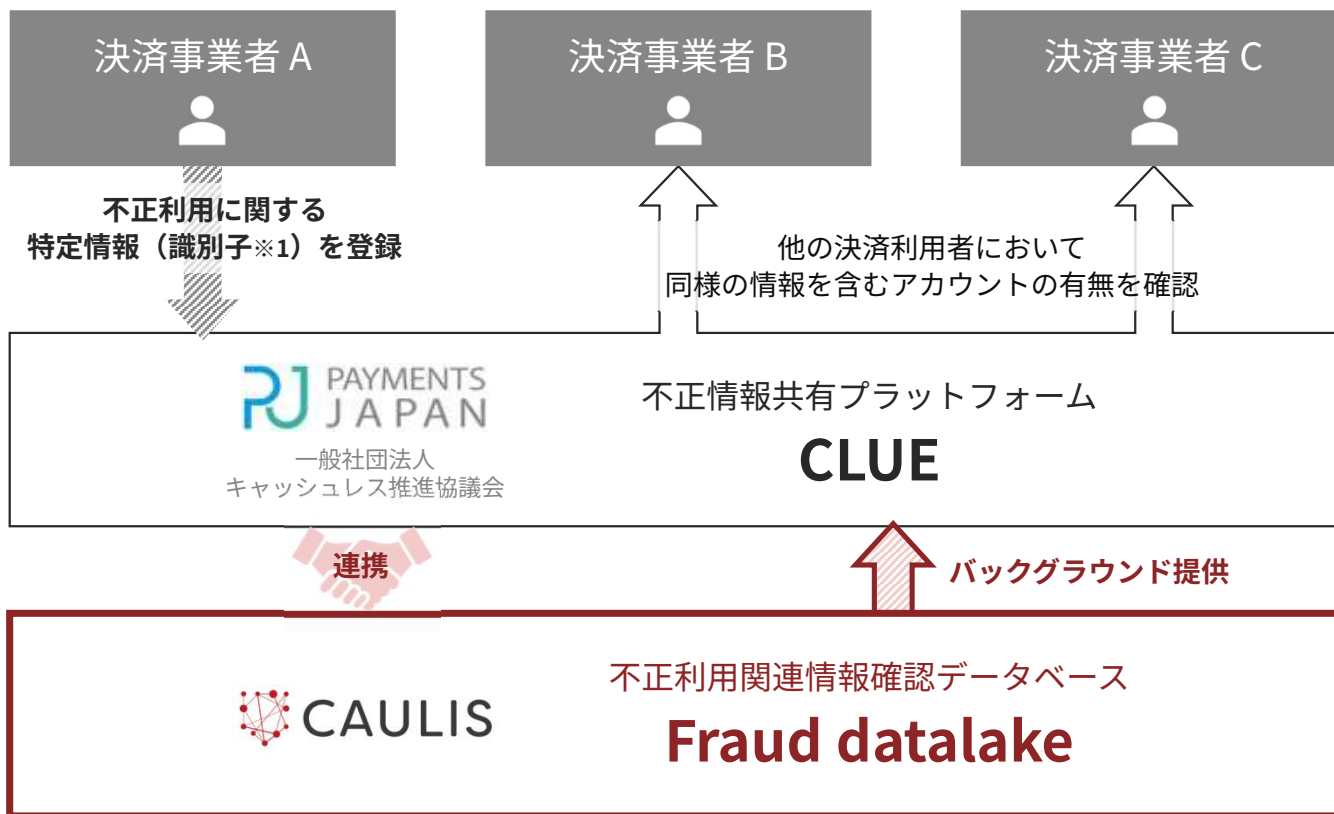
※1 日本金融通信社の金融機関計数から引用、2024年1月末時点、「その他金融」は労働金庫、農業協同組合、生命保険、損害保険の合計値を当社で算定。 <https://www.nikken.co.jp/link/number.html>

※2 経済産業省（「クレジットカード業の概況」平成17年12月時点）引用、 <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/result-2/h17/pdf/h17-t-04.pdf>

※3 エンパワーストア株式会社「【2023年最新版】国内のECサイト・ネットショップの総稼働店舗数」を引用、2023年6月2公開。 <https://ecclab.empowershop.co.jp/archives/80408>

©CAULIS Inc. All rights reserved

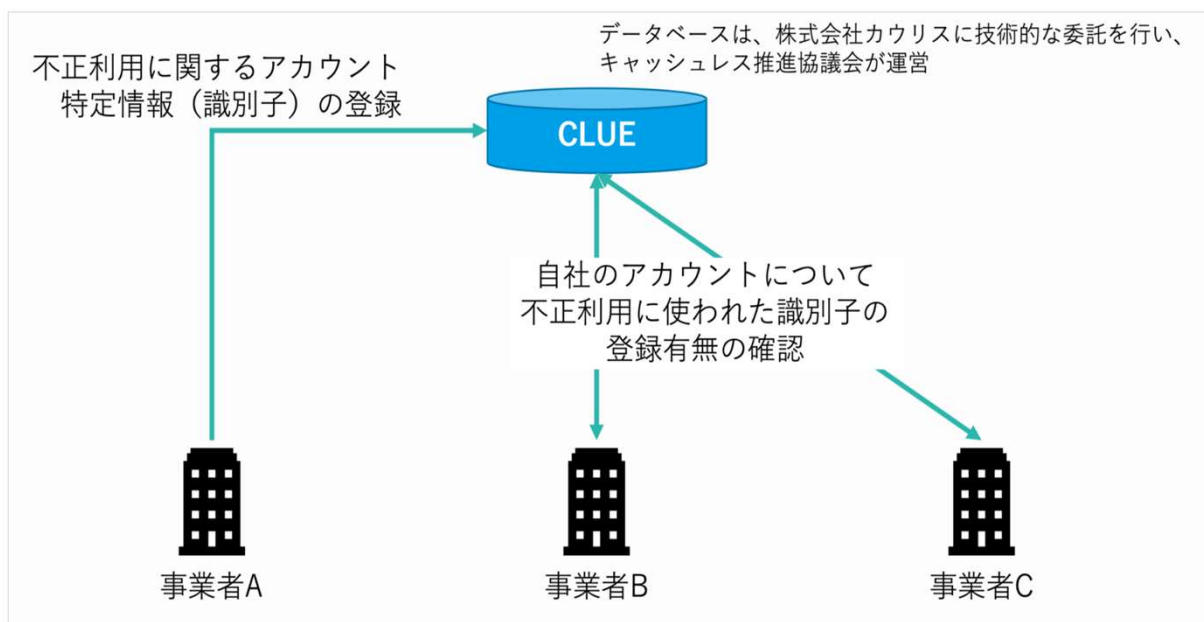
キャッシュレス推進協議会に不正利用と特定された“個人情報”の共有プラットフォームを提供。
事業者間で不正利用をシェアすることで、二次被害を早期に防ぐ。



※1 登録するのは不正を行った者の識別子のみ

※2 現在は業界ごとに不正利用者の情報をシェアする仕組みだが、Phaseを区切り業界横断で不正利用者の情報をシェアする仕組みへ展開予定

キャッシュレス推進協議会より、不正利用関連情報データベース「CLUE（クルー）」が2023年12月19日に正式にリリース



出所：一般社団法人キャッシュレス推進協議会「お知らせ」より 2023年12月19日時点
https://paymentsjapan.or.jp/announcement/20231219_clue/

CLUEで出来ること：

不正利用事案に用いられた電話番号、メールアドレス、IPアドレス、不正な取引の種類をCLUEに登録を行うことで、リアルタイムに情報共有ができるようになります

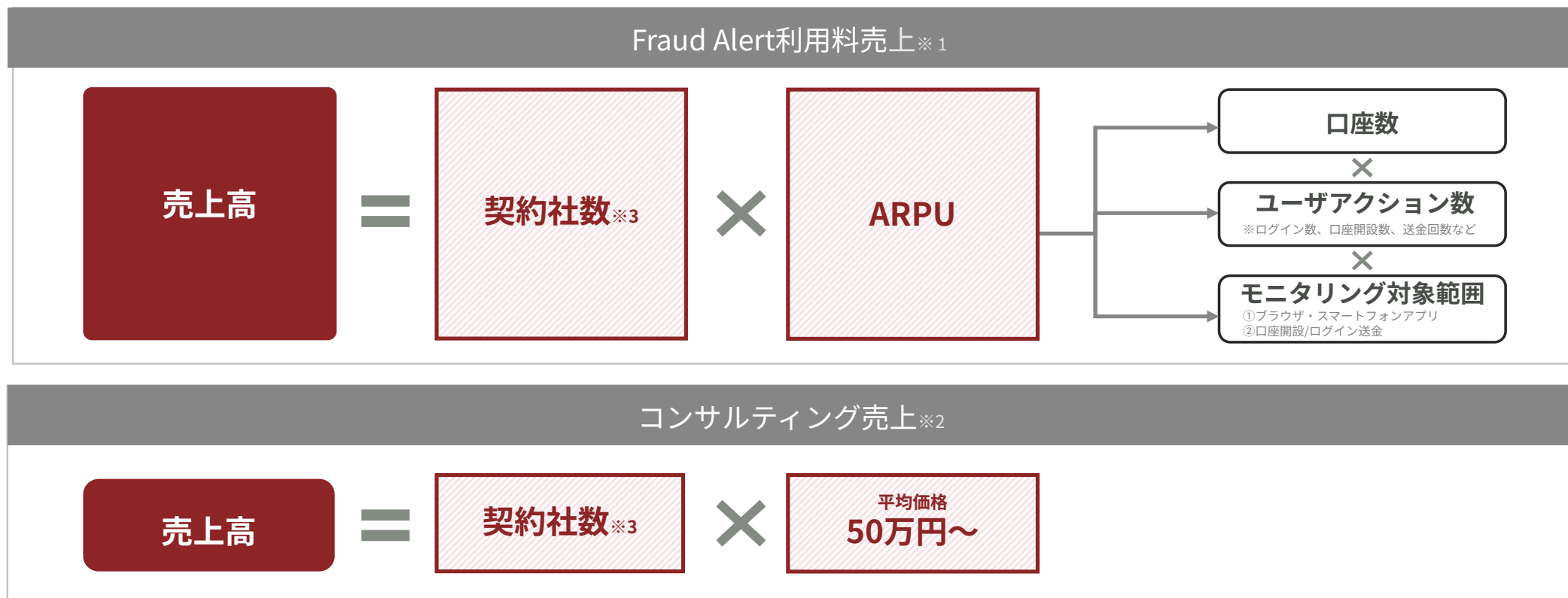
期待される効果：

他社で発生した不正利用事案において用いられた電話番号等が自社サービスに登録されていないかを調査することができ、不正利用の防止に役立ちます

2. ビジネスモデル

Business method

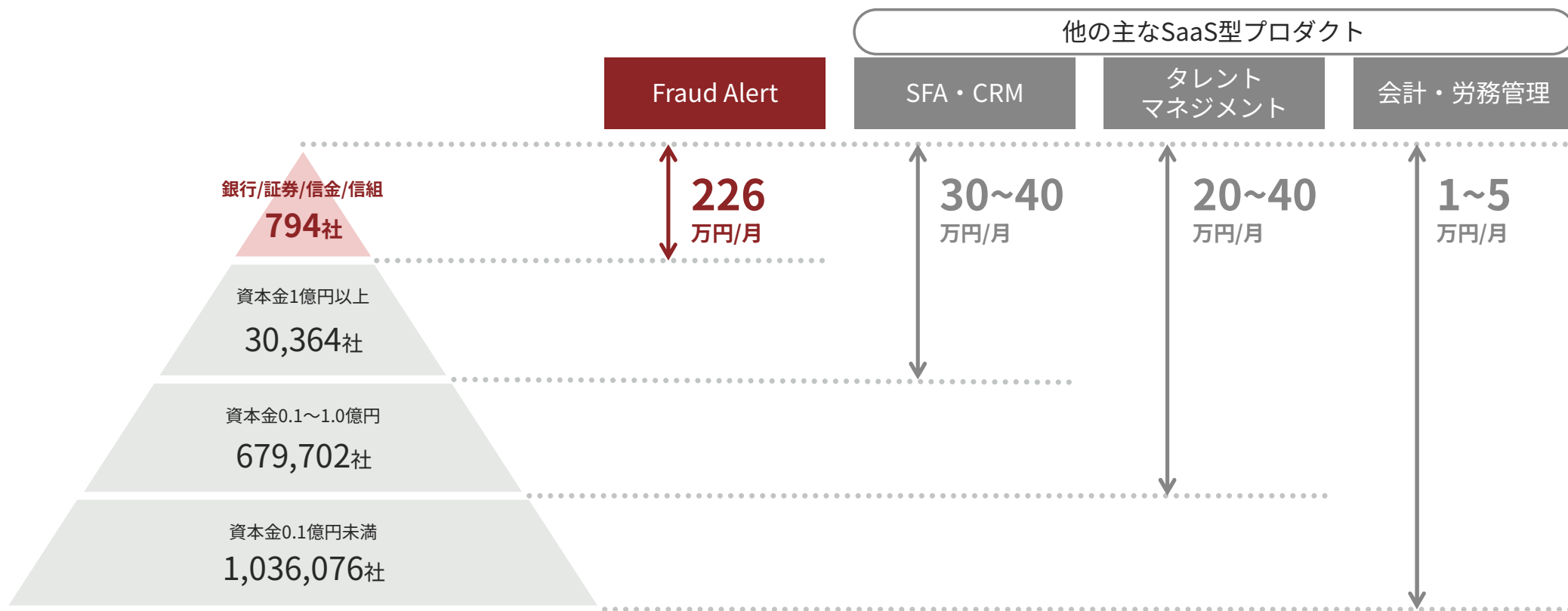
売上 = 契約社数 × ARPU + 契約社数 × コンサルティング売上で構成されています。
Fraud Alertのモニタリング対象ページを増やすことでARPUを拡大。



※1 Fraud Alert利用料とは、Fraud Alertを利用するにあたって、顧客が契約に基づき毎月定額で支払う利用料を指し、一過性の初期設定作業や概念実証としての利用料は含まれません。解約率は0.21% (22/12期)
※2 コンサルティング売上は、Fraud Alertを使いこなすための標準サポートや他社事例紹介やルール改善等のコンサルティングサービスの対価として、顧客が契約に基づき毎月定額で支払うコンサルティングサービス利用料からなる売上となります。
※3 契約社数は、Fraud Alertの契約のうち、トライアルを除いた社数をカウントしております。

金融大手中心とした顧客構成で高ARPUを実現

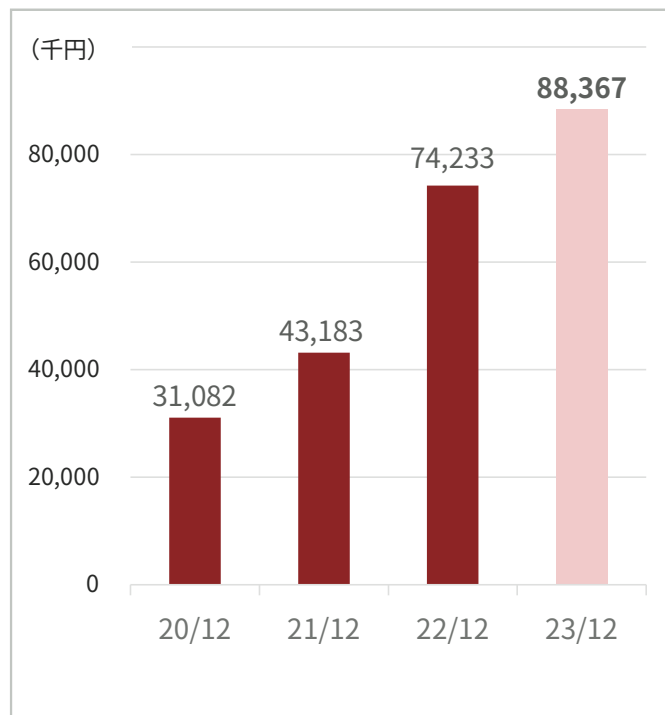
業界・業種特化型SaaSであることから、他の一般的なSaaSと比べるMRR（Monthly Recurring Revenue）は大きく、クロスセルや対象ページを増加させることで高ARPUになっていく構造となっています。



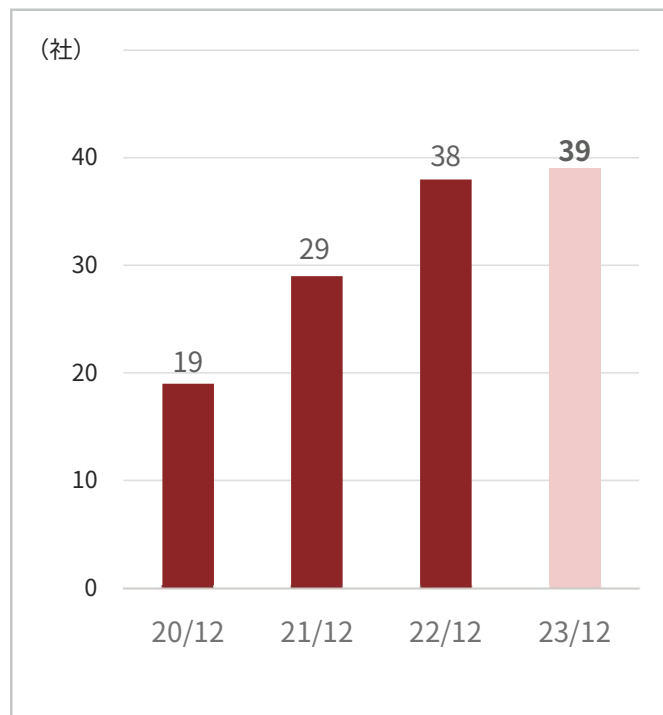
出所：総務省統計局「令和3年経済センサス-活動調査」資料より作成

契約社数及びARPUは、FATFの第5次審査の2028年迄にモニタリング体制が必要 これに伴いMRRも着実に成長しており、23/12期はMRRで8,836万円となる

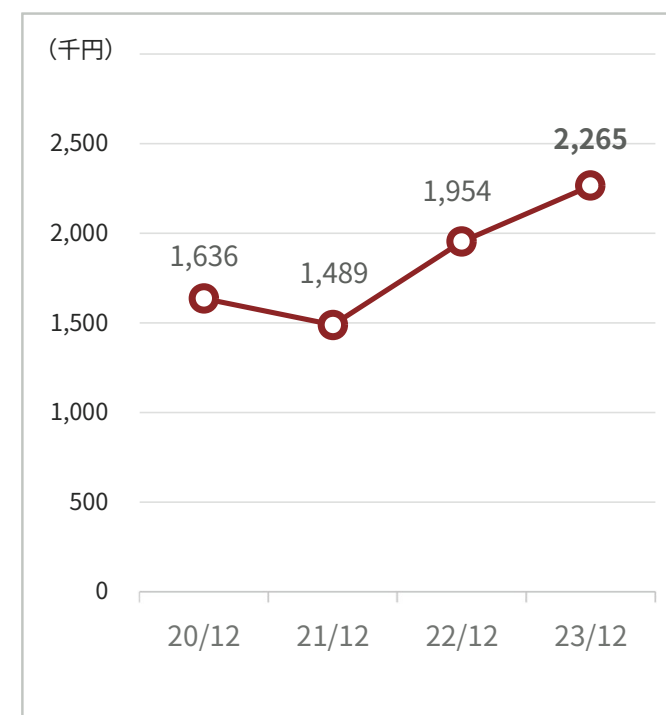
MRR



契約社数



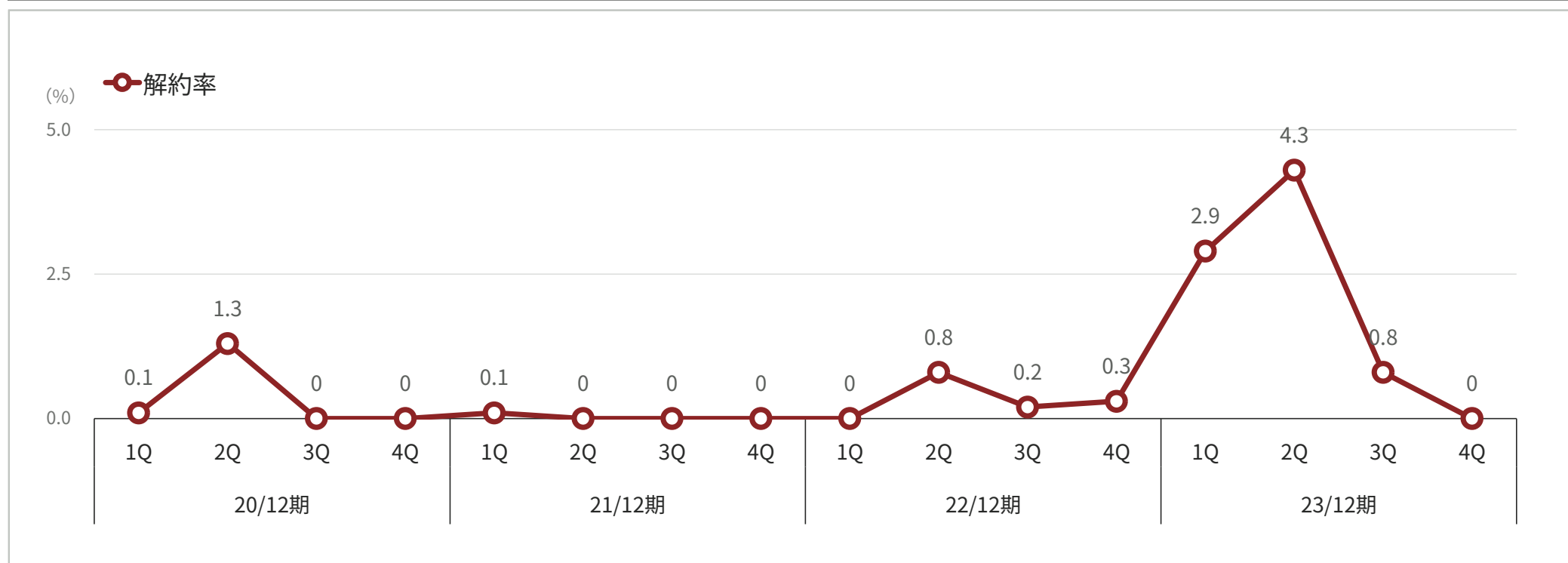
ARPU



※ 「MRR (Monthly Recurring Revenue)」は経常収益のうちの1か月分を指し、対象月末時点における継続課金となる契約に基づく当月分の料金の合計額によって算出
 ※ 「ARPU (Annual Recurring Revenue per user)」は課金している顧客(1社)あたりの平均売上金額を指し、ARR÷12÷契約企業数(23/12期)で算出
 ※ 契約社数は、Fraud Alertの契約のうち、トライアルを除いた社数をカウントしております。
 ※ 20年12月期及び23年12月期は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。
 ©CAULIS Inc. All rights reserved

不正利用者情報のデータベースとしての価値とカスタマーサクセスによる運用サポートが低い解約率を継続。

グロスレベニューチャーンレート※

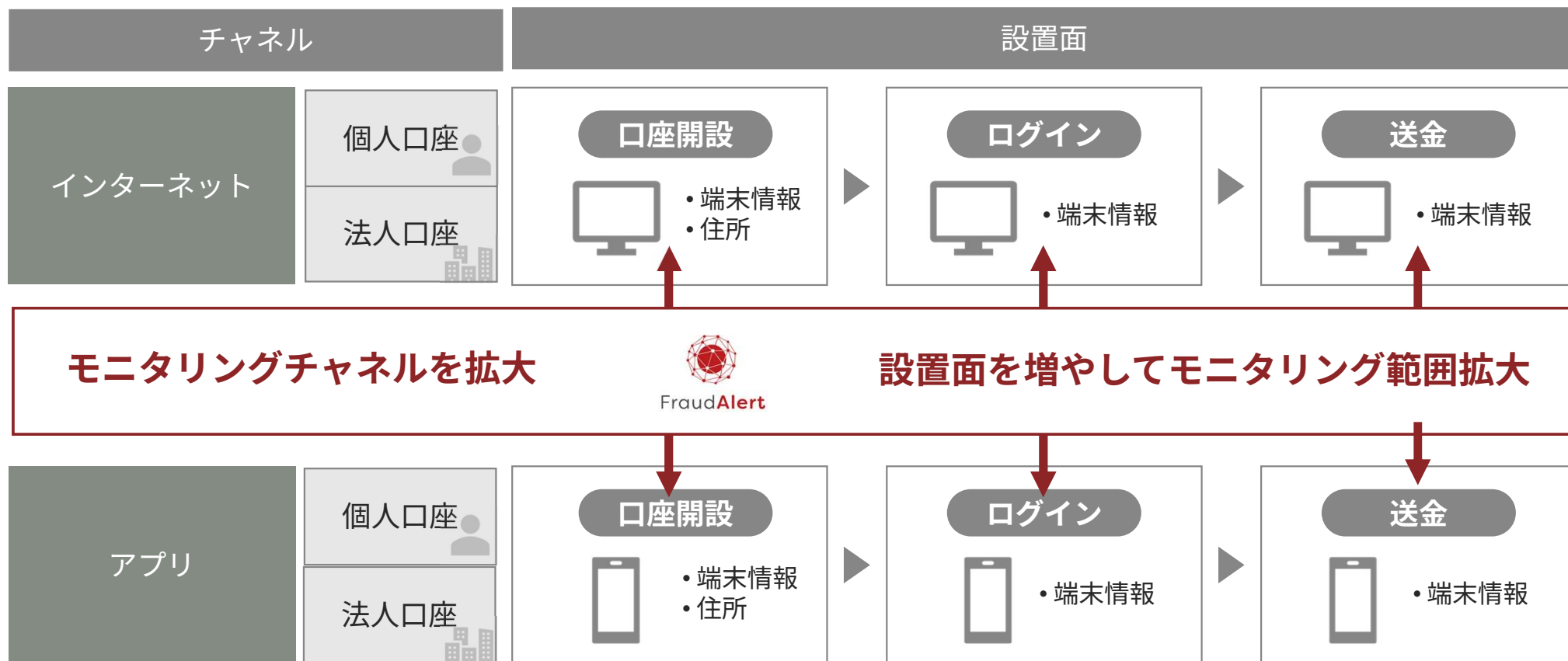


※グロスレベニューチャーンレートは、「月中に解約及びダウンセルとなったサブスクリプション額÷前月末時点でのMRR」の対象期間の平均

※20年12月期及び23年12月期は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておらず、解約及びダウンセルとなったサブスクリプション額÷前月末時点でのMRRの対象期間の平均

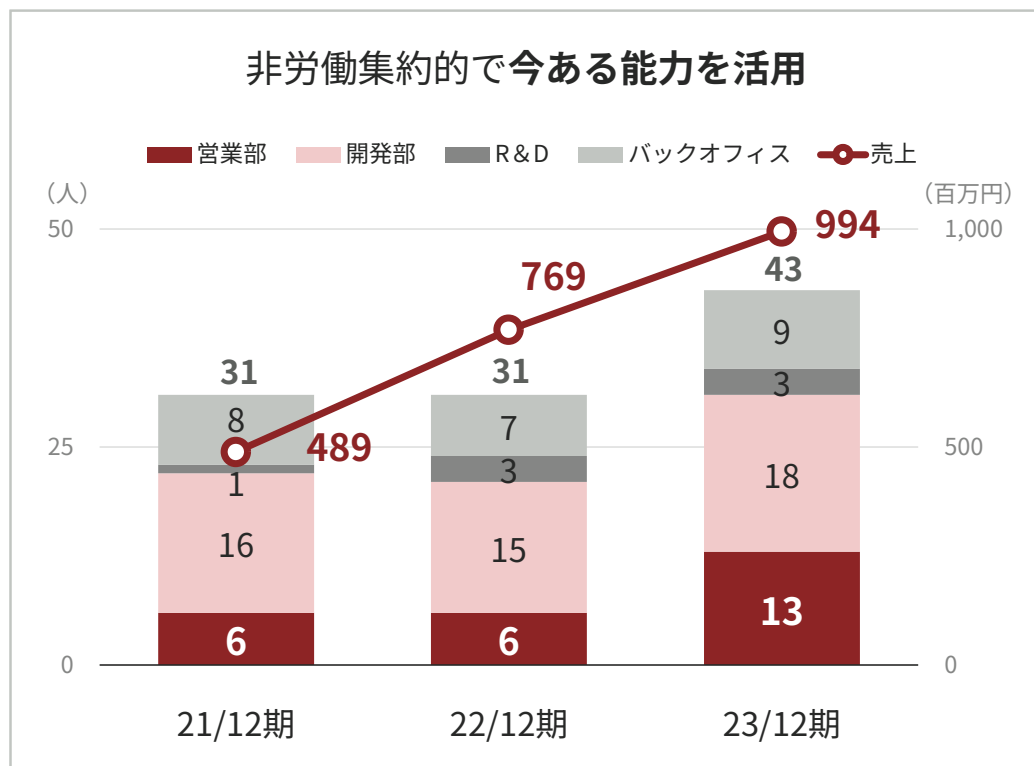
©CAULIS Inc. All rights reserved

クライアントである金融機関等のチャンネルごとの接点（最大12面）
口座開設→ログイン→送金において当社のサービスを設置拡張することが可能。

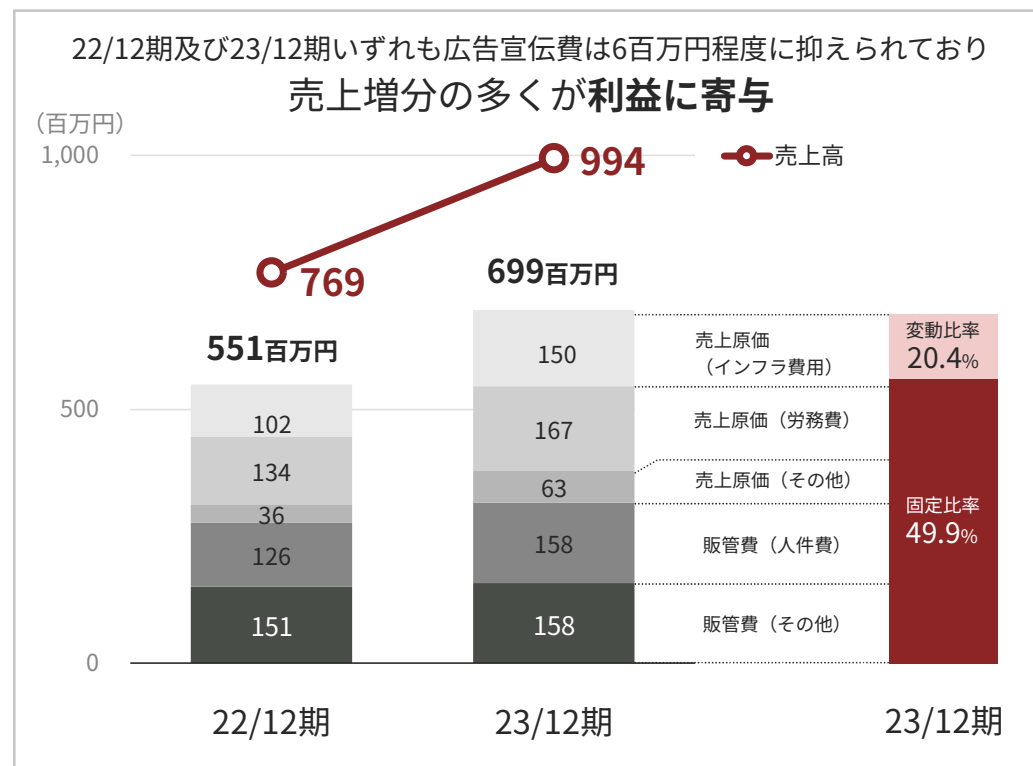


人的投資・広告投下が職種特化SaaSと比較し限定的で高い限界利益率を誇る

売上高及び正社員数



収益構造(売上高及び費用内訳)



※ 23年12月期は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領していません。
©CAULIS Inc. All rights reserved

3.競争力の源泉

Source of competitiveness

1 リーディングカンパニー（※1）の金融機関等を主要とする顧客基盤

2 ネットワークの外部性（※2）

3 ガバメントリレーションを通じた新サービス開発

（※1）ある業界において、一般的に、中核的あるいは模範的立場に立ち、その業界の先駆者として存在する企業

（※2）商品やサービスの価値や効用が、その利用者の数に依存する現象のことで、事業の拡大に欠かせないメカニズムとされています。

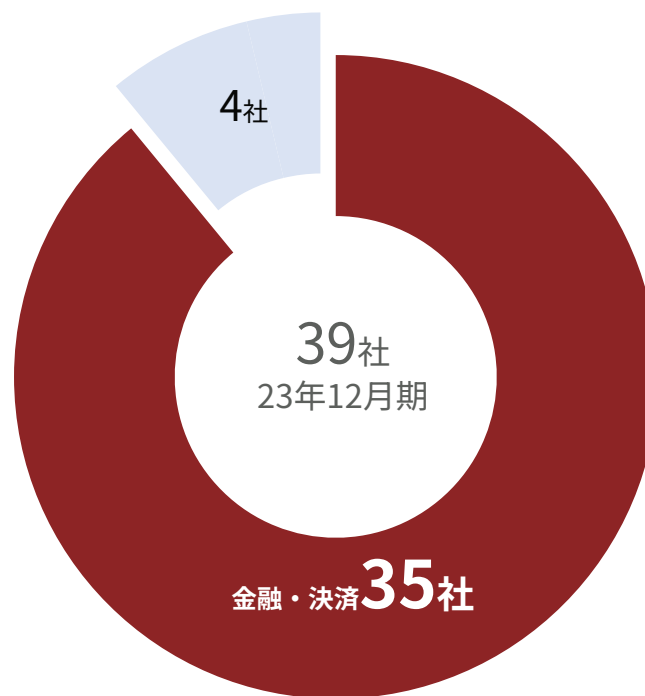
競争力の源泉 | 3つの参入障壁 ①リーディングカンパニーの金融機関等を主要とする顧客基盤



メガバンク・地方銀行・ネット銀行・証券それぞれのリーダー企業を顧客基盤とする。

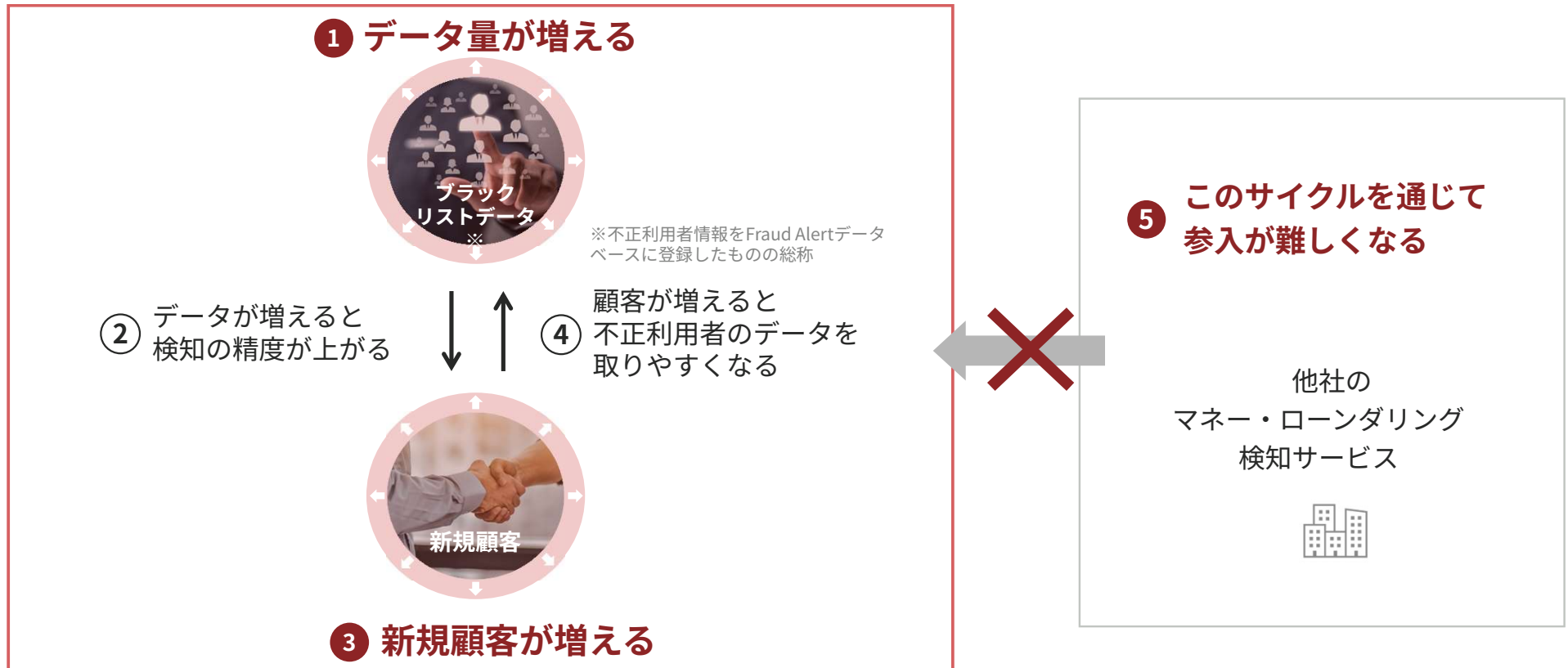
メガバンクをはじめとした金融機関を顧客セグメントとし、大手銀行や大手証券会社が顧客。直接顧客と取引することで、市場ニーズをダイレクトにサービス改善に繋げています。

契約社数構成



データ量増→精度向上→新規獲得の好循環からプラットフォームの価値を向上

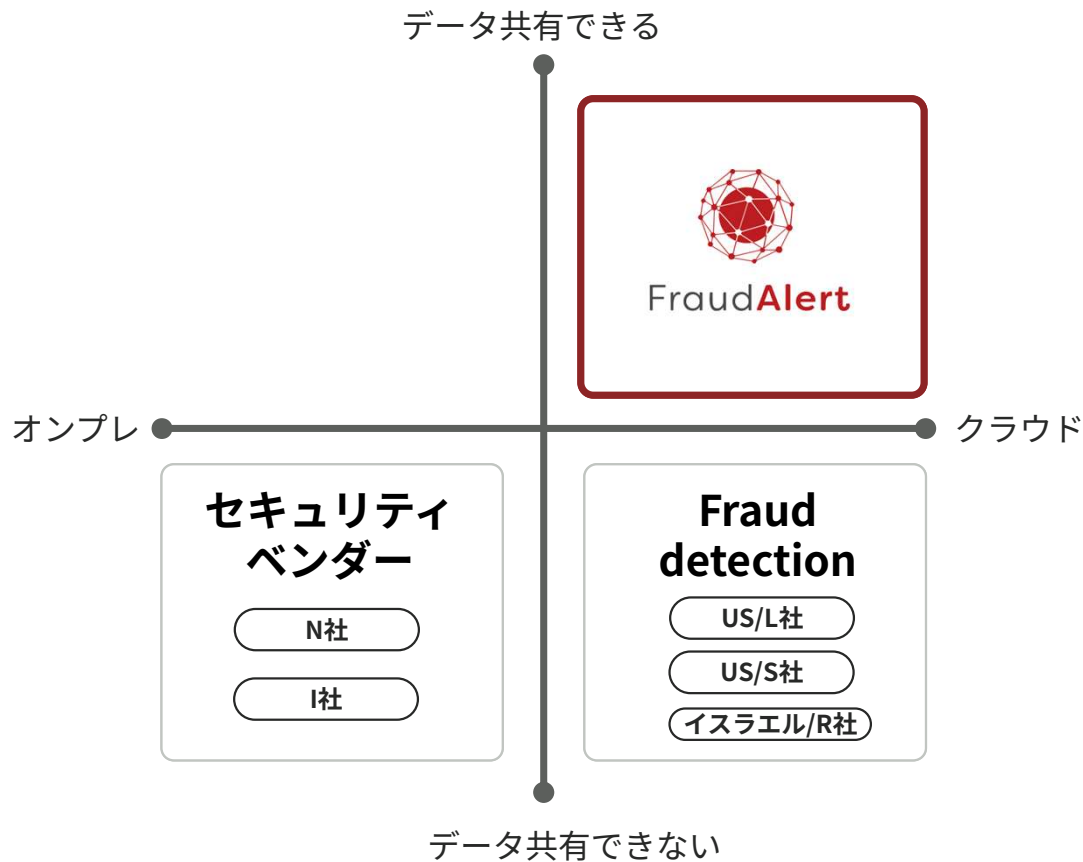
カウリスは「顧客間での不正ユーザーの情報共有」を前提としたビジネスモデルです。顧客が増えれば増えるほど不正利用者の情報が集まり、他社の情報が共有されることで不正利用者の検知率が上がり既存顧客に対する不正利用が減少する構造になっています。



ネットワークの外部性による4つの参入障壁

- 参入障壁①** : **不正データの第三者提供が可能となるように法的に整理されたプロダクト**
不正データを顧客企業間で共有できる仕組みは、個人情報保護法に準拠しているかを監督官庁の確認を取りながら構築する必要がある
- 参入障壁②** : **模倣されないために特許を取得**
主に不正検知にかかるビジネスモデル特許
- 参入障壁③** : **カスタマーサクセスにおけるコンサルティング**
不正利用の事例紹介や犯罪のトレンドを入手し、不正利用検知効果の高いルールを生み出す
- 参入障壁④** : **当局とのリレーションや顧客同士のコミュニティ**
日本の法律・ガイドラインに沿ったサービス開発
競合の多くは海外のサービスでメインはUS ※次頁参照

競合環境は大別してオンプレミス型とクラウド型



3つの差別化要因

01 vs オンプレミスで提供

- 導入費用が高い
- 導入までにスケジュールがかかる
- 売り切りで導入支援がない
- 他社との情報共有がない

02 vs 海外のクラウドプレイヤー

- 導入費用が高い
- 導入までにスケジュールがかかる
- 売り切りで導入支援がない
- 日本のガイドライン非対応 (金融庁・日本証券業)

03 vs 新規参入者

- 政府とのリレーションによる新サービス開発
- 知的財産によるビジネスアイデアの保護
- 金融業のシェアを獲得し、データ量を障壁に

政府系機関への提言や各種制度利用から不正情報共有の仕組化を推進

カウリスは金融庁、経済産業省、警察庁、個人情報保護委員会などとのリレーションを構築し、サービス開発を行っています。継続的な政府との協議により、国益である国民の資産の毀損を抑止するサービスを展開する予定です。

当社の働きかけ

2018年6月 J-Startup選考
金融庁、経済産業省、警察庁、個人情報保護委員会など
リレーション構築開始

2018年7月
電力会社の情報管理に係る課題を提言

2018年10月
オンラインバンキングのモニタリング項目に関する提言を実施

2020年4月
マネロン・テロ資金供与リスクの評価や
低減のための対応策を共有

関連する政府系機関の動き

2019年3月
金融庁が公開する「疑わしい取引の参考事例」に
当社モニタリング手法が反映される

2021年3月
金融庁が公開する「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に
当該対応を反映

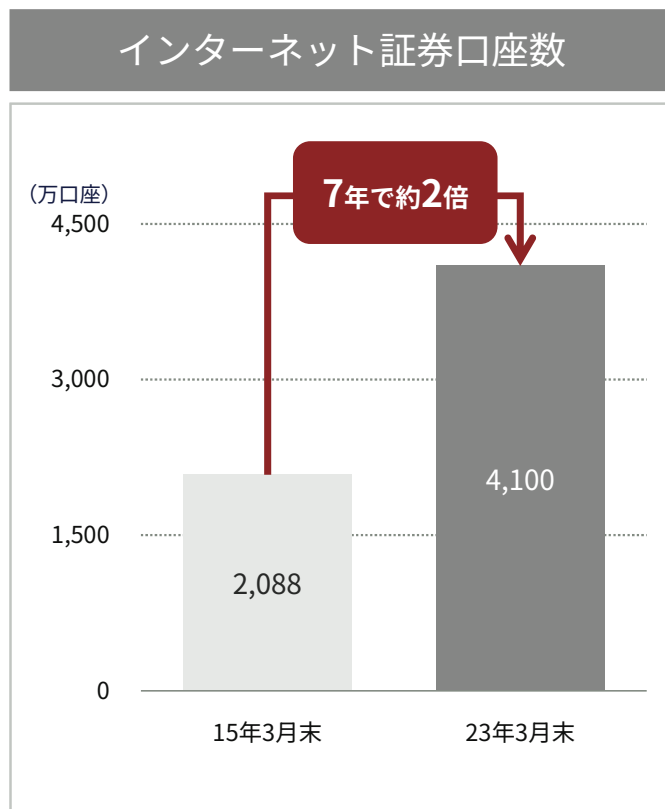
2021年12月
不正利用関連情報確認データベースFraud datalakeを構築
一般社団法人キャッシュレス推進協議会が運営する不正情報共有プラットフォームCLUEのバックグラウンド

2022年4月
電気事業法 第23条を改定
特定の条件下における顧客情報の外部共有が可能となる

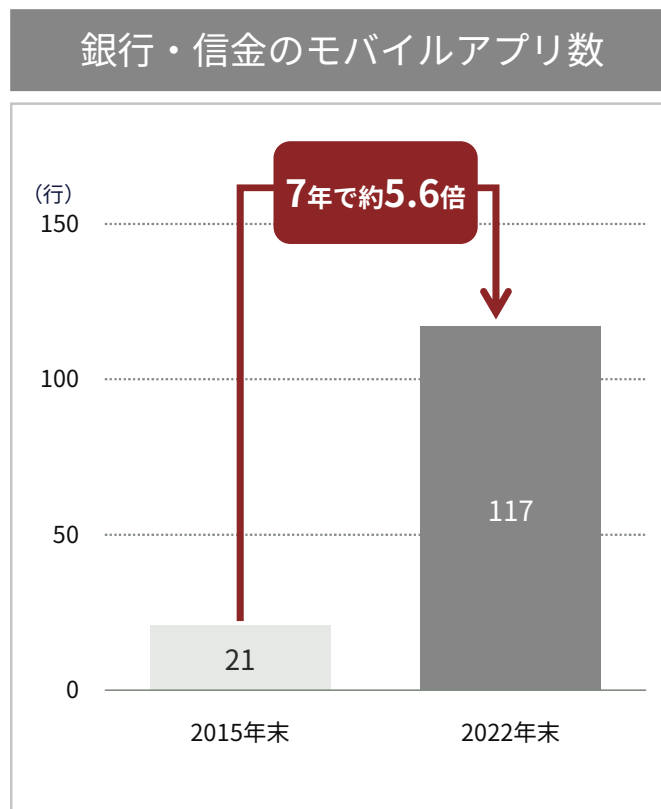
4. 市場環境

Market circumstances

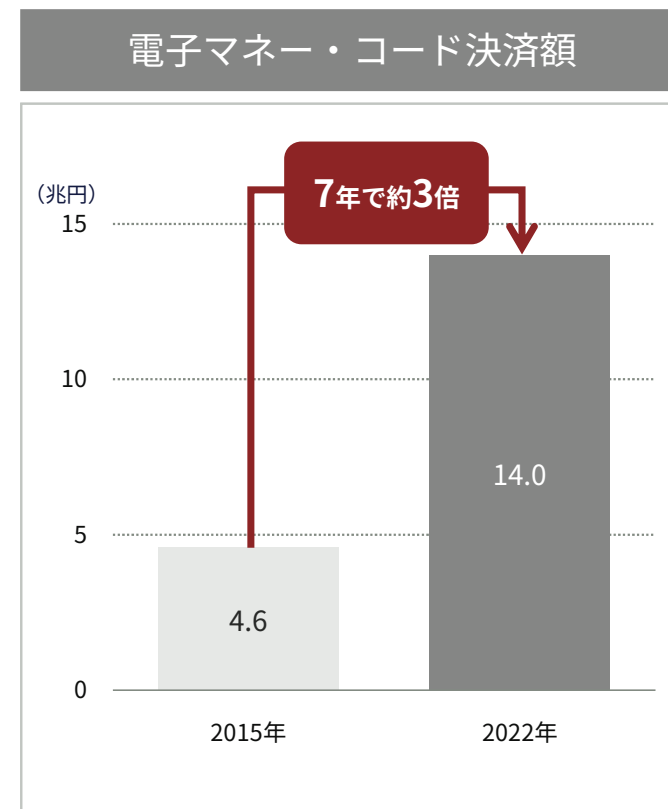
様々なオンライン決済の普及でキャッシュレス決済市場は拡大。
市場の拡大とともに不正利用検知システムの導入が促進される見通し。



出所：日本証券業協会「インターネット取引に関する調査結果」資料より当社作成、2023年6月20日時点。



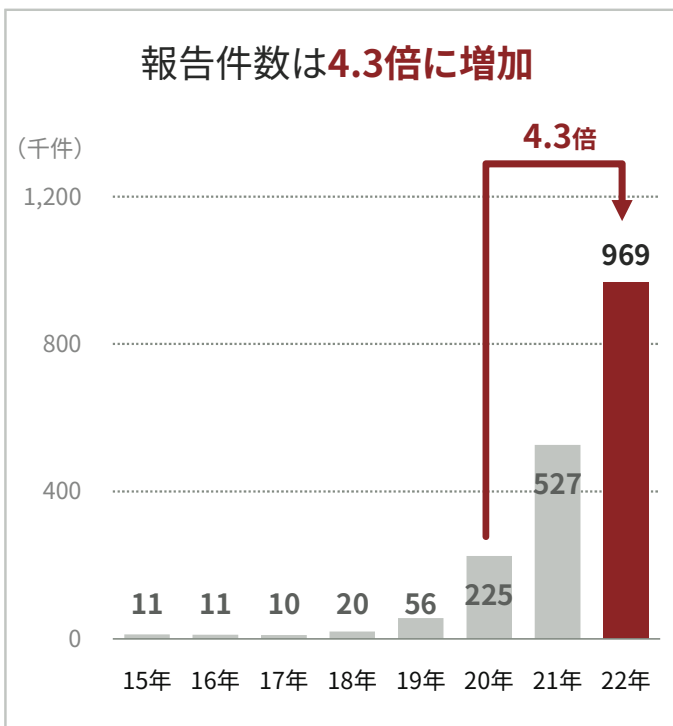
出所：日本銀行「金融機関におけるモバイルアプリの提供状況と管理体制について」資料より当社作成、2022年11月時点。



出所：経済産業省「キャッシュレス決済比率」資料より当社作成、2023年4月6日時点。

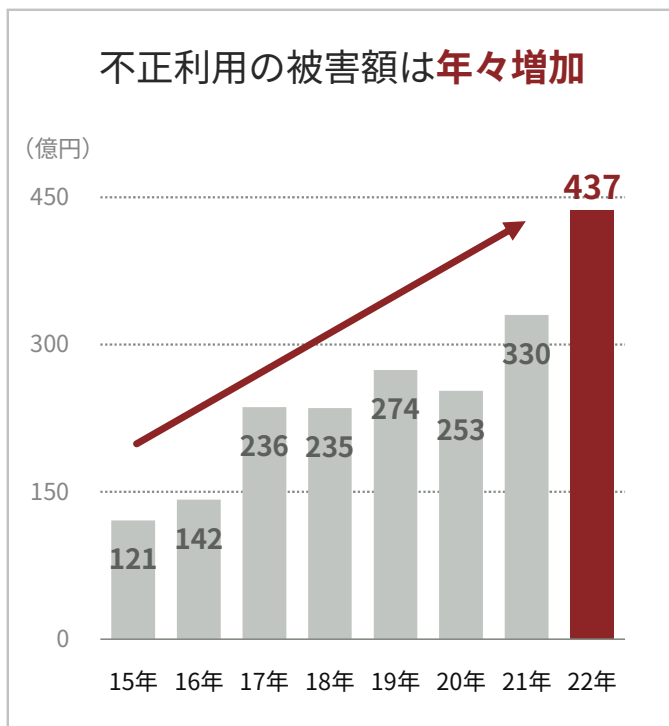
巧妙化するフィッシング詐欺が増加し、クレジットカード不正利用の被害額が437億円に増加。金融機関の被害額は約80.1億円。発生件数は22年の約4.5倍。不正利用検知システム強化が求められる。

フィッシング報告件数



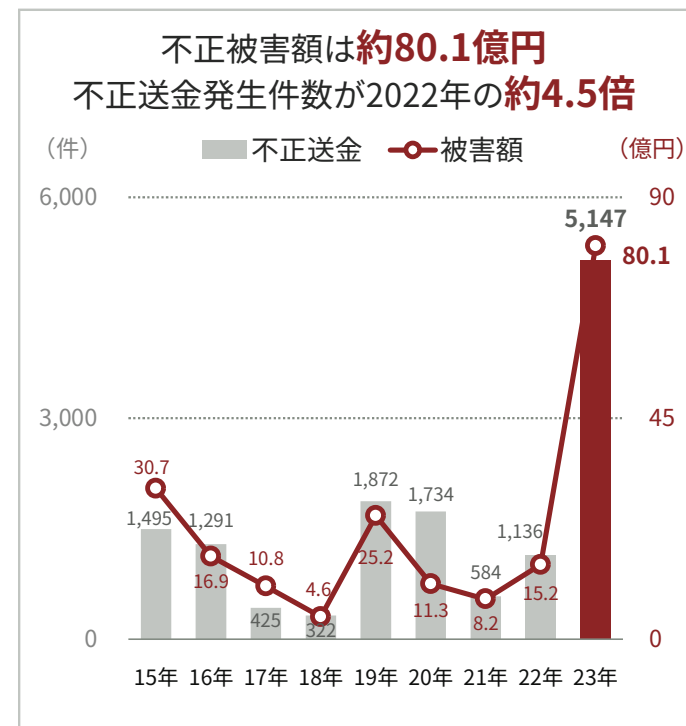
出所：フィッシング対策協議会「月次報告書」
資料より当社作成、2022年12月末時点、2023年1月公表。

クレジットカード不正利用の被害額



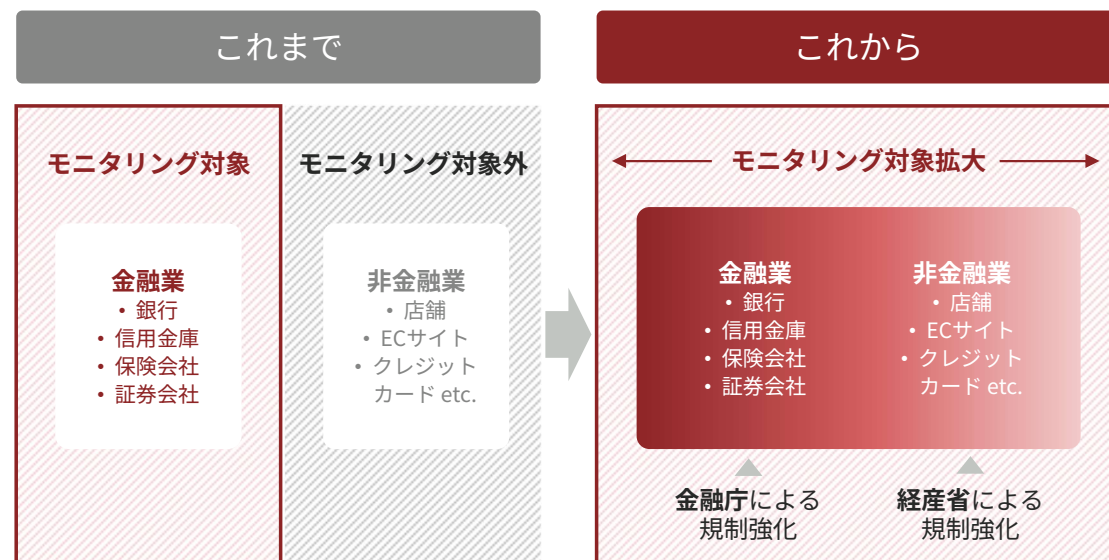
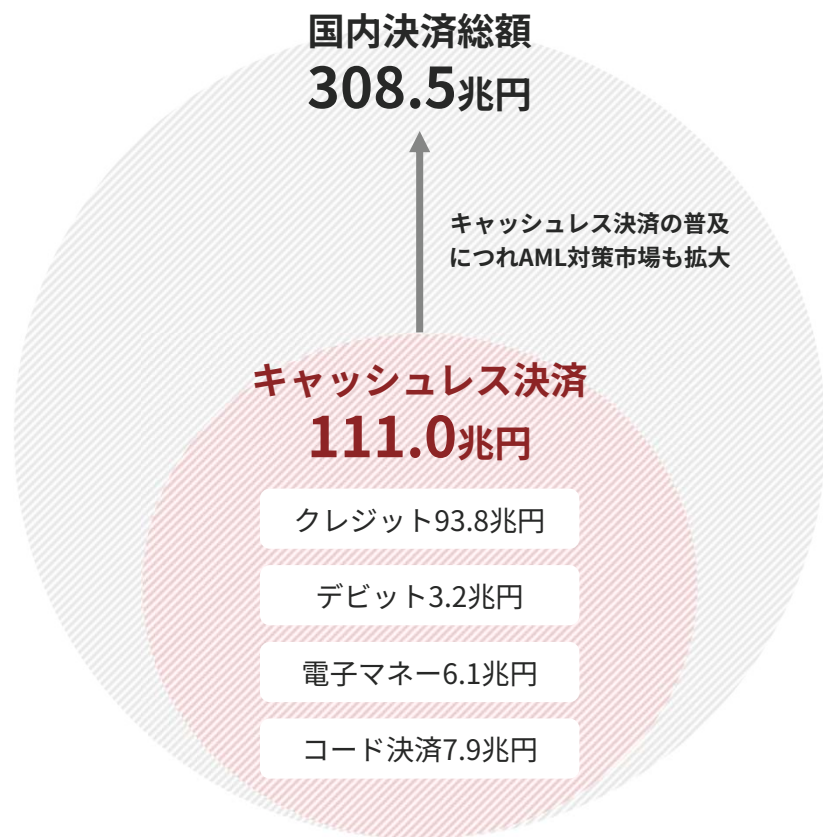
出所：日本クレジット協会「クレジットカード発行不正利用被害実態調査」資料より当社作成、2022年12月末時点、2023年9月公表。

金融機関の不正送金の被害額



出所：警察庁、金融庁「フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について（注意喚起）」資料より当社作成、2023年12月末時点、2024年1月24日公表。

キャッシュレス決済比率は堅調に上昇し、36%（111兆円）となる。
Fraud Alertが守る大きな潜在マーケットが存在すると予測。



金融庁管轄だけでなく、経産省管轄業種にも
規制が強化される方向で政府協議が進められている。
CLUEで新市場へ参入。

注：統計数値はいずれも2022年実績を参照した。
出所：経済産業省「キャッシュレス決済額・比率の内訳の推移」より引用、当社作成。2023年4月時点
©CAULIS Inc. All rights reserved

注：経済産業省「クレジットカード・セキュリティガイドライン【4.0版】」より引用、2023年3月時点。
<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230315001/20230315001.html>

5.事業計画

Business plan

成長戦略サマリー

成長戦略1のオーガニック成長をボトムとし、成長戦略2と成長戦略3の新規事業をプラスαとして、企業価値向上を図る。

成長戦略1
AML市場におけるオーガニック成長

成長戦略2
第二の柱となる電力サービスの準備とバージョンアップによりデータ価値向上

成長戦略3
CLUE
金融業界における規定のSaaSを展開

2024年12月期

2025年12月期

2026年12月期

オーガニック成長

- ・既存顧客へクロスセル・アップセルを実施。クロスセルで「新規口座開設」「ログイン検知」のアプリ版を提供。為替影響によるコスト増を価格に転嫁。
- ・FATFの第5次フォローアップが2028年に実施。これに向け不正検知モニタリング体制が未整備な地銀を顧客とする新規獲得のため営業リソースを増加。リサイクル体制構築によるリード数増加。この成約率向上を目的に動画制作及びセミナーや勉強会の実施。
- ・既存顧客・新規顧客に向け顧客ニーズからサービス化したFraud Alert周辺領域を提供。

電力サービスの準備期間

2023年12月電気事業法改正
2024年2月グレーゾーン解消制度認定予定

1月に既存顧客の金融機関2社で実証。
4月以降、複数社での新規口座・継続的顧客管理の実証を進める。
実証結果を政府に報告。

CLUE

23年12月に正式リリース。
二次元コード決済事業者に加えて、金融機関、クレジットカードに拡充

金融業界における規定のSaaSを展開
監査法人とのパートナーシップによる商品開発βサービスのリリース

オーガニック成長

- ・市場拡大と伴に成長クロスセルで「入出金検知」を提供。
- ・経済産業省「本人認証」義務化でEC・クレジットカード事業者の規制強化。これを受けEC市場にFraud Alertを提供し、成長。

電力サービスの金融機関の拡販フェーズ

銀行・クレジットカード会社での拡販フェーズへ。
EC市場での実証も開始する。

CLUE

金融サービスに加えて、ECサービスにも連携

金融業界における規定のSaaSを展開
ユーザー会の立ち上げ、顧客である金融機関だけでなく、監査法人、金融庁それぞれ向けの機能提供をおこなう。
利用顧客獲得に向け販売強化。

オーガニック成長

FATFの第4次フォローアップによる市場拡大に合わせて、市場シェアを拡大

電力サービスのECへの拡販フェーズ

銀行・証券・クレジットカードのマーケットシェア拡大を目指す。

CLUE

不正利用者情報の共通プラットフォームを海外にもAPI展開を行う

金融業界における規定のSaaSを展開
利用顧客増加によるサービス向上を図る。
規程にとどまらず、金融機関内の作業マニュアルも自動的に更新する機能をつける。
FATF向け監督機能もつける。

Fraud Alertの収益拡大と共に、業容拡大に向けた体制構築を進める



5. リスク情報

Risk information

リスク事項①

当社の成長の実現や事業計画の遂行に重要な影響を与える可能性があるとして当社が認識する主要なリスクは以下のとおりとなります。

項目	主要なリスク	顕在化の可能性	顕在化した場合の影響度	リスク対応策
Politics 法的規制について	主要なビジネスに関係する犯罪による収益の移転防止に関する法律及び個人情報保護法等に関しては、関係当局及び法律専門家に照会・確認のうえ、適用関係を確認済みです。当社の事業を制限する直接的かつ特有の法的規制は本書提出日現在において存在しないと考えておりますが、今後、当社の事業を直接的に制限する法的規制がなされた場合、また、従来の法的規制の運用に変更がなされた場合には、新サービス作りに法的整備が絡むため、ロビイング活動が必要となってまいります。	中	中	ロビイング活動の継続
Economy 特定顧客への依存について	当社の顧客企業は、銀行、証券業などの金融機関、クレジットカード事業者であり、特定の業界・顧客企業への依存度が高い状況にあります。今後、顧客企業の経営方針に変更が生じ、契約条件の変更等があった場合は、事業展開や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。	中	大	既存顧客に加えて、マネー・ローンダリング対策が必要な各種業界への営業活動
Society マネー・ローンダリング対策市場について	不正送金及び詐欺行為が増加すると、日本国民の消費がキャッシュレスから現金に回帰してしまい、オンライン決済（クレジットカード、電子マネー）とオンラインサービスが減少していく可能性があります。	中	大	オフラインでのモニタリング施策の検討
Technology 技術革新への対応について	Google社及びApple社のプライバシーポリシーが強化されることで、端末識別の難易度が技術的に難しくなり、Fraud Alert単体では不正行為の抑止効果も薄れていく可能性があります。	中	大	新たな脅威や技術革新等に関する情報収集及び研究開発の継続

リスク事項②

当社の成長の実現や事業計画の遂行に重要な影響を与える可能性があるとして当社が認識する主要なリスクは以下のとおりとなります。

項目	主要なリスク	顕在化の可能性	顕在化した場合の影響度	リスク対応策
その他 競争状況について	データ検知のサービスを提供するセキュリティ企業が多い中で、当社がデータモニタリングという独自の内容と価格でのサービス提供を実現させてきたことで独自のサービスポジションを獲得しておりますが、新規参入等により競合が出現し競争が激化した場合には、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。	中	大	シェアの早期獲得及びスイッチングコストを高めること
その他 当社が提供するサービスの瑕疵について	販売時には予想し得なかったソフトウェア特有のバグ（不具合）が販売後に確認された場合に、バグの解決に長期間を要した場合や、バグの解決に至らなかった際は、サービスの売上の減少だけでなく、当社への信頼が低下する恐れがあり、当社の事業展開、経営成績や財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。	中	大	品質チェックによるプログラム動作確認の徹底による予想外のバグ発生の抑制
その他 人材の採用・育成について	専門知識を有する人材の不足が共通課題とされており、今後、当社の業容が拡大する中で十分な人材を確保できない場合には、サービス提供の遅れや生産性の低下等により、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。	中	大	中途採用を中心に即戦力として活用できる技術経験者の採用や、教育講座の受講等による専門知識の向上
その他 自然災害、事故等について	地震や天災といった災害や新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、または国内におけるテロ活動などの予期せぬ事態により、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。	中	大	テレワークや時差出勤による物理的リソースの分散

本資料の取り扱いについて

- 本プレゼンテーション資料は、株式会社カウリス（以下「カウリス」又は「当社」といいます。）の企業情報等の提供のみを目的として作成されたものであり、国内外を問わず、当社の発行する株式その他の有価証券への勧誘を構成するものではありません。
- 本プレゼンテーション資料の全部又は一部は、当社の承諾なしに、いかなる方法若しくは媒体又は目的においても、複製、公表又は第三者に伝達（直接であるか間接であるかを問いません。）することはできません。
- 本プレゼンテーション資料には、当社に関連する見通し、計画、目標などの将来に関する記述がなされています。これらの記述には、「予想」、「予測」、「期待」、「意図」、「計画」、「可能性」、「見込み」やこれらの類義語が含まれることがありますが、これらに限られるものではありません。これらの将来に関する記述は、当社が現在入手している情報をもとに、本プレゼンテーション資料の作成時点における当社の判断に基づいて記載したものであり、また、一定の前提（仮定）の下になされており、さらに、その性質上、様々なリスク、不確実性その他の要素を伴います。
- これらの将来に関する記述に全面的に依拠することのないようご注意ください。当社は、新しい情報、将来の事象又はその他の発見等に基づき、これらの将来に関する記述を変更、修正又は更新する義務を負うものではありません。
- 本プレゼンテーション資料に記載された情報は、本プレゼンテーション資料の日付（又はそこに別途明記された日付）時点で当社において利用可能な経済、規制、市場その他の条件に基づき作成されたものであります。
- 本プレゼンテーション資料に記載されている当社以外の企業等に関する情報は、公開情報又は第三者が作成したデータ等から引用したものであり、かかる情報の正確性・適切性等について、当社、当社のアドバイザー及び代理人は何らの検証も行っておらず、また、これを何ら表明および保証するものではありません。
- 本プレゼンテーション資料には、独立した公認会計士又は監査法人による監査を受けていない、過去の財務諸表又は計算書類に基づく財務情報及び財務諸表、又は計算書類に基づかない管理数値が含まれています。

今後の開示について

- 当資料のアップデートは毎年1回、本決算開示タイミングを目途として開示を行う予定です。